

令和7年3月28日

小金井市長 白井 亨 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 倉持 清美

「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第11期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和5年度実績）」に対する評価及び意見について
 - (1) 総評
 - (2) 評価できる事業
 - (3) 検討・改善を望む事業
- 4 （仮称）男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討
- 5 性の多様性への理解促進に向けた取組の強化
- 6 終わりに

1 はじめに

市は、小金井市男女平等基本条例に基づき、男女平等社会の実現に向けた総合的な施策を計画的に実施していくために、令和3年（2021年）3月に「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「第6次行動計画」という。）を策定しました。基本理念の下に三つの基本目標を定め、計110項目（総事業数は166）の施策事業を掲げ展開しています。市は、施策事業の進捗を年次ごとに確認し、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し公表しています。

小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は、小金井市男女平等基本条例第11条に基づき、市から提出された報告書について、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を述べ、次年度以降の男女共同参画施策に生かされるよう、提言書として市長に提出します。

2 審議の経過

審議会（第11期）の任期は、令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの2年間です。今期は現計画の改定作業にあたるため、任期を次年度3月末までに改めた上で委嘱されています。まず、令和6年4月から令和7年3月を任期前半として、審議会を5回開催しました。

令和6年8月1日には市長から次期計画案の策定に係る諮問を受けました。次期計画案策定に先立ち、10月に市民意識調査及び市職員意識調査を実施するにあたり、調査項目の検討を行い、設問の意図等も詳しく審議しました。

次に審議会では、「第6次行動計画」を推進していくために、令和5年度の各施策の具体的な事業実績の報告について評価を行いました。10月には実施内容についてより詳細な状況等を把握するため、審議会委員による事業担当課（こども家庭センター）へのヒアリングも行いました。関係課長二人からの説明と質疑応答を通して、令和6年4月から組織改正により新たに設立されたこども家庭センターの事業に対する理解を深めることができました。

また、この間、男女共同参画室主催の事業報告及び議会で取り上げられた男女共同参画関連の質疑内容の報告を随時受け、進捗状況の把握に努めました。

こうした審議の中で、今後の小金井市の男女共同参画に関わる事業について、本提言を作成しました。

3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和5年度実績）」に対する評価及び意見について

(1) 総評

事業担当課が自己評価した結果は次のとおりです。

単位：％

	自己評価			
	A (充実・強化)	B (前年度同様)	C (縮小)	D (未着手)
令和元年度	9.3	87.1	0.7	2.9
令和2年度	12.1	54.3	27.9	5.7
令和3年度	13.2	70.6	14.0	2.2
令和4年度	35.3	64.0	0.7	0.0
令和5年度	19.3	80.0	0.7	0.0

166事業中、自己評価の対象となる135事業の中で、自己評価Aは19.3％で、昨年度の35.3％より減少し、自己評価Bが64.0％から80.0％へと増加しています。令和4年度に、新型コロナウイルス感染症の影響で、それまで縮小や中止していた事業が再開したため、前年度に比べて施策が充実し、A評価が多くなりましたが、令和5年度は前年度と同程度の事業が展開されたため、B評価が多くなっています。

① 推進状況調査報告書の記載について

「第6次行動計画」の報告書は、「第5次行動計画」の書式を踏襲しており、「実施した内容」欄には数値結果等を記載し、「自己評価と効果の理由」欄には、得られた効果や達成度の理由を記載しています。ここでは、前年度比を書くことになっていますが、それだけでは効果が捉え切れないので、定性的な評価と効果を記載するようになっていきます。

記載内容は具体的かつ詳細になってきていますが、施策の方向性と男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性とを各課において検証し、男女共同参画の視点を取り入れた記載をすることが求められます。

令和元年度から一覧表にまとめる形で報告されている配付・配架等の取組ですが、事業の推進状況を確認するために最低限必要な情報であるリーフレット等の作成部数やイベントの開催回数など、数量化できるものは具体的に記載してください。昨年度、同様のものを作成や開催などしていればその数量を括弧書きで記載してください。なお、情報提供として目的が達成できたのかどうか、改善点やその理由についても、今後は記載していくことが必要です。

「第6次行動計画」に基づく施策が展開されてから3年目の評価となり、報告書の書き方も徐々に充実してきています。一方で昨年度の記載内容をそのまま転記し、自己評価の検証が不十分な課も見られます。変化のあった点と自己評価の根拠を担当課で明確にし、なぜその評価になったのか読み手に伝わるように記載してください。

(2) 評価できる事業

- ① 在住外国人との交流の推進（事業 No. 15、コミュニティ文化課）

昨年度よりも多くの事業を実施され、また初めて実施した国際交流ミニ運動会では、外国人を含めた多世代と多くの方々の交流が図れたことを評価します。
- ② パートナーシップ宣誓制度（事業 No. 17、企画政策課）

令和5年度は、広く民間事業者への協力を依頼するために、市内の工商业者、不動産会社向けに制度の周知を行ったことを評価します。同性パートナーの日常生活を取り巻く不便が解消されるよう、今後も市民への普及・啓発を続けてください。
- ③ 保育・教育関係者に対する研修の充実（事業 No. 19、指導室）、男女平等の視点に立った学校教育の推進（事業 No. 20、指導室）

令和5年度は教員向け研修にジェンダーバイアスについて教育長による研修が行われ、また小学校児童向けにも同内容で授業が行われました。小・中学校教育の中で、男女の役割に係る固定観念を持つことに対して主体的に考え、深い学びを得る機会となったのではと評価します。
- ④ 総合的で複雑な課題に関する相談の受付（事業 No. 61、地域福祉課）

福祉総合相談窓口には包括化支援員が増員され、手厚い体制が敷かれたことは、複合的な課題を抱える相談者を支援する上で、大きな効果を発揮しているのではないかと推察します。
- ⑤ 家族介護者への支援の充実（事業 No. 71、介護福祉課）

男性を対象とする介護者サポーター養成講座の実施は、良い取組だと思います。介護教室は、男性が参加しやすいテーマ設定について、介護の技術講習や介護者同士の懇談といったことばかりではなく、ストレスのマネジメントの解説や簡単なレクリエーションの実施、ダブルケアについて取り上げるなど様々な工夫をされていることを評価します。
- ⑥ 多様な働き方の普及・啓発（事業 No. 78、経済課）

昨年度に比べ、就職イベントの参加者数が大幅に増えています。他機関連携での集客力を生かして、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めてください。
- ⑦ 市民や市民活動団体等との連携（事業 No. 101、コミュニティ文化課）

令和5年度は提案型協働事業として、従来の市民提案型に加え行政提案型を開始し、二つの事業が採択されました。市と市民との協働を通して男女共同参画の意識が浸透することを期待します。

(3) 検討・改善を望む事業

- ① 男女平等に関する講演会等の開催（事業 No. 6, 7、企画政策課）

コロナ禍後、参加者数が伸び悩んでいます。せっかく講師を招いている

ので、講演会の周知の方法を含め、オンデマンド配信・ライブ配信の課題を整理しつつ、もう少し大勢の方の出席がかなうように検討を望みます。

② 情報モラル教育の充実（事業 No. 9、指導室）

事業内容にある男女平等の視点を盛り込むことが、実施した内容に入っていない。その結果、自己評価と効果の理由が、IT 端末技術指導と実施校数の記載にとどまっています。

AI や拡張現実など際限なく増大する IT 技術は、活用する一人ひとりの基本的なモラルが強く求められます。「今後の課題や推進の方向性」で書かれているような SNS やチャットなどコミュニケーションツール上での人権侵害や男女平等の視点を確保した上で、さらに人権尊重を強く意識した情報モラル教育の具体化を期待します。

③ 審議会委員等への女性の登用の促進（事業 No. 97、企画政策課）

審議会委員等への女性の登用については、令和 6 年 4 月 1 日現在 36.7% でした。昨年度の 36.5% と比較すれば、0.2 ポイントの微増となっています。令和元年度以降一貫して微増が続いていますが、「第 6 次行動計画」の目標が女性参画率 50% であることを鑑みれば、いまだ 4 割にも達成していない中、引き続き更なる努力が必要です。女性委員が一人もいない審議会等がありますが、選考方法等の工夫や改善により、男性だけの審議会がなくなることを目指してください。

4 （仮称）男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討

（仮称）男女平等推進センターについては、2003 年に制定された小金井市男女平等基本条例（平成 15 年 6 月 26 日施行）第 22 条に拠点機能の整備等として設置することが明記されており、第 5 次小金井市基本構想・前期基本計画及び「第 6 次行動計画」にも、（仮称）男女平等推進センターの整備やあり方についての検討が掲げられています。審議会からは令和 2 年 1 月 22 日付け「第 5 次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理について（提言）」において、（仮称）男女平等推進センターのあり方について、センター機能等を含む具体的な提言をしています。また、令和 6 年 10 月に実施した市民意識調査からは、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント被害への支援、さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場、生き方、悩み相談などの機能が求められていることがうかがえました。このような機能を持ったセンターの設置が望まれます。

市では、令和 5 年 3 月に庁舎等複合施設建設に伴う跡地等活用の方針が示され、今後、（仮称）庁舎等複合施設建設に伴う跡地等活用計画策定が予定されています。（仮称）男女平等推進センターも、この跡地活用の庁内意向調査に場所未定ではありますがエントリーしています。都内 26 市中、男女平等推進センタ

一等を設置しているのは18市です。本市の「第6次行動計画」の基本理念である「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現」を目指すために、拠点となる（仮称）男女平等推進センター設置に向けた具体策の検討を進めていただくことを繰り返し要望します。

5 性の多様性への理解促進に向けた取組の強化

「第6次行動計画」には、施策事業として「パートナーシップ宣誓制度」及び「性の多様性に関する研修会等の実施」が盛り込まれました。市では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解促進を進めるために、令和2年10月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに令和4年11月に開始した東京都のパートナーシップ宣誓制度と連携協定も締結しています。令和5年度には初めて多摩11市と連携して東京レインボープライドに出展し、若年者向けの居場所事業や各市のパートナーシップ宣誓制度の普及・啓発活動を行いました。令和5年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています。

令和6年10月に実施した市民意識調査でも、性的マイノリティの方への対応を必要だと思う割合は高く、児童・生徒に対する教育・啓発、市民や企業に対する理解促進の取組が求められていることが分かりました。今後も市職員をはじめ、市民への正しい知識や情報の周知に努めていただくように要望します。

6 終わりに

本市が掲げる「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現」は、変化する社会状況を踏まえながら第7次となる次期行動計画に向けても継承されていくべき基本理念です。

国においては2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指し取組を進めていますが、政治や経済分野ではいまだ目標到達に苦慮している状況です。ひるがえって本市の審議会等における女性委員割合が3割を超えていることは、この間の着実な取組を一定評価するところではあります。

男女共同参画を取り巻く現状は今なお様々な課題があり、配偶者間暴力の防止や女性の活躍推進に加え、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、人権擁護と男女平等の実現に向けた一層の取組推進が求められています。

現計画の取組を着実に進めながら、法改正を含めた新しい動向にも対応し、本年度実施した意識調査の分析結果を取り入れて、次期計画にも男女平等の理念が反映された各施策の展開を望みます。

小金井市男女平等推進審議会（第11期）委員名簿

会 長	倉 持 清 美	副会長	眞 鍋 倫 子
委 員	安 藤 能 子	委 員	檀 原 延 和
	石 田 静 子		降 旗 優 次
	井 口 よう子		牧 野 ま や
	小 山 田 智 恵		吉 田 孝

(名簿は各五十音順)